【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成28年2月12日

【四半期会計期間】 第20期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 冨 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松山哲人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松山哲人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第	第19期 3 四半期累計期間	第	第20期 3四半期累計期間		第19期
会計期間		自 至	平成26年4月1日 平成26年12月31日	自 至	平成27年4月1日 平成27年12月31日	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日
売上高	(千円)		358,720		88,161		675,801
経常利益又は経常損失()	(千円)		40,390		1,371,070		171,274
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()	(千円)		36,663		1,373,412		207,156
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)		-		-		-
資本金	(千円)		10,247,417		10,774,821		10,768,406
発行済株式総数	(株)		40,283,200		42,628,858		42,606,858
純資産額	(千円)		13,689,668		13,284,954		14,501,999
総資産額	(千円)		14,379,080		17,212,240		14,704,027
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額()	(円)		0.91		32.23		5.12
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		0.87		-		-
1株当たり配当額	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		94.7		75.8		98.0

回次			第19期 3 四半期会計期間	第20期 第 3 四半期会計期間	
会計期間			平成26年10月1日 平成26年12月31日	自至	平成27年10月1日 平成27年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額又 は純損失金額()	(円)		4.67		10.96

- (注)1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 3.第20期第3四半期累計期間及び第19期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、 潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。
 - 4.第20期第3四半期累計期間は株式会社アルビオン(アルビオン社)との共同開発契約に基づく化粧品材料供給等により88,161千円の売上高を計上しましたが、研究開発費1,152,149千円を計上したこと等により、1,371,070千円の経常損失を計上しました。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間において、当社は、主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓、資金調達などに積極的に取り組んでまいりました。

4つの主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

ナノプラチン[®] (NC-6004)につきましては、自社開発製品第一号として自社及びライセンス先との共同開発によ りグローバル開発を推進しております。アジア地域(日本、中国、インドを除き、オセアニアを含む)において は、ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd. (OEP社:台湾)と共に、台湾、香港、シンガポール及び韓 国で、転移性及び進行性膵がんを対象に第 相臨床試験を実施しており、臨床試験実施地域の拡大による加速化を 図るため、フィリピン及びマレーシアにおいても治験許可申請を行い、受理されました。日本においては固形がん を対象とした第 相臨床試験が平成26年12月に終了しましたので、平成27年6月にアジア地域における膵がん対象 の第 相臨床試験に日本も参加するための治験許可申請を行い、PMDA(独立行政法人 医薬品医療機器総合機構) により受理され、投与が開始されております。これにより、アジア地域における膵がん対象の第 相臨床試験結果 を用いて日本での承認申請が可能となります。さらに、NC-6004についての頭頸部がんに対する有用性が期待でき ることから、平成27年6月に頭頸部がんを対象に第 相臨床試験を国内で進めるための治験許可申請を行い、PMDA に受理され、投与が開始されております。今後はアジア地域においても頭頸部がん対象の臨床試験を展開する予定 であり、平成27年12月にOEP社によりTFDA(台湾食品医薬品局)に対し頭頸部がんの治験許可申請が提出され、受 理されております。一方米国においては自社開発を推進しており、第 b/ 相臨床試験がテキサス大学MDアンダー ソンがんセンターを含む複数の施設で進行中です。非小細胞肺がんを対象とした第 b相パートが終了し、第 相 パートではバスケットデザイン試験として対象疾患を非小細胞肺がん、膀胱がん、胆道がんの3適応症に拡大して 実施することを決定し、平成27年7月に米国FDA(食品医薬品局)に対し治験許可申請を行い、受理され、投与が 開始されております。また、さらなる適応症の追加として、頭頸部がんを対象とした第 I/ 相臨床試験に関する 治験計画届書を、米国FDA(Food and Drug Administration)に提出し、受理されております。複数の適応症を対 象に実施することにより、有効性・安全性を幅広く検討することが可能となり、これにより、本剤の有効性の高い がん種を短期間で見出し、早期の承認申請が可能になると考えております。また地域につきましても、米国に加え て欧州領域においても臨床試験を実施する計画を進めております。

ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) につきましては、プラチナ製剤第二弾として、自社開発により米国において固形がんを対象にした第 相臨床試験を実施しており、テキサス大学MDアンダーソンがんセンターで患者への治験薬投与が進められております。本試験終了後は、適応症を十分考慮し、本格的な第 b/ 相臨床試験を進めていく計画です。

エピルビシンミセル (NC-6300/K-912) につきましては、全世界を対象にしたライセンス及び共同開発契約を締結している興和株式会社と共に、日本において固形がんを対象にした第 相臨床試験が行われており、患者への治験薬投与が進められております。

パクリタキセルミセル(NK105)につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本 化薬株式会社が、転移・再発乳がんを適用対象にした第 相臨床試験(国際共同試験)を進めております。

新規パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle)」を利用した次世代型医薬品パイプラインの開発を推進しています。当社は、エーザイ株式会社より導入したがん抑制作用の強いE7974に次世代型ADCM技術を適用することにより、がん細

胞へのターゲティング性能を高め、毒性を軽減することで治療域を拡大する新規医薬品の開発を進めており、ヒトでの臨床試験開始に向けて準備を進めております。

また低分子医薬品に加え、更に副作用が少ないとされているsiRNAなどの核酸や、タンパク質医薬品などの高分子医薬品に対するミセル化ナノ粒子技術の応用にも取り組んでおります。核酸やタンパク質などの高分子医薬品は、体内に投与されると速やかに分解され、十分な薬効を発揮できないという問題点を抱えており、この問題点を解決するため、世界的にも新しいキャリア・システムの開発が期待されております。当社は、独自の核酸のデリバリー技術「NanoFect®」を確立し、さらに上記ADCMを付加したActive型NanoFect®を用いることでターゲット機能を上げ、高分子医薬品の細胞内への侵入と薬物放出コントロールを可能にし、薬効を発揮することができる次世代型DDS医薬品の開発を進めております。中外製薬株式会社との間では、当社の核酸デリバリー技術(Active型NanoFect®)を基に、これまでにないファースト・イン・クラスのsiRNA医薬品開発を目指し、共同研究開発を推進します。

さらに、国内外の製薬・バイオ企業や大学・研究機関等との共同研究開発プロジェクトについても積極的に取り 組んでおります。

化粧品事業につきましては、アルビオン社が生産・販売している美容液エクラフチュールの原材料を供給すると共に、同社との共同開発新製品である男性用スカルプトータルケア製品「Depth」の販売開始に向け準備を進めております。

資金調達につきましては、平成27年9月18日開催の取締役会において、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業や周辺事業の拡大を加速させる為の有力な企業との資本・事業提携、M&Aの為の資金調達を目的として、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に対し、第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(資金調達総額30億円)及び第14回新株予約権(資金調達総額63億82百万円)を発行することを決議し、平成27年10月8日に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額(30億円)及び第14回新株予約権の発行価額の全額(84百万円)の払込みが完了しております。

財政状態につきましては、以下のとおりとなりました。

当第3四半期会計期間末における財政状態につきましては、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第14回及び第15回新株予約権の発行、四半期純損失の計上等により、資産は前事業年度末に比べ2,508,212千円増加し17,212,240千円となりました。負債は前事業年度末に比べ3,725,257千円増加し3,927,285千円となりました。純資産は前事業年度末に比べ1,217,044千円減少し13,284,954千円となりました。

経営成績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第3四半期累計期間の売上高は化粧品材料供給収入等により88,161千円(前第3四半期売上高358,720千円)、営業損失は1,430,833千円(前第3四半期営業損失921,668千円)、経常損失は1,371,070千円(前第3四半期経常利益40,390千円)、四半期純損失は1,373,412千円(前第3四半期四半期純利益36,663千円)となりました。

なお、当第3四半期累計期間におきまして、外国為替相場の変動による為替差益26,717千円を営業外収益に計上しております。これは、当社の保有する主に外貨建て預金の評価替えにより発生したものであります。また、受取利息35,927千円を営業外収益に計上しております。これは、主に定期預金にかかる利息であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は1,152,149千円であります。 なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしておりません。また当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしておりません。なお当第3四半期累計期間における当社の販売実績は、88,161千円であります。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間に著しい変動があったものはありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,122,800
計	130,122,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年 2 月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	42,628,858	42,628,858	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は 100株であります。
計	42,628,858	42,628,858		

⁽注)提出日現在の発行数には、平成28年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第14回新株予約権(平成27年10月8日発行)					
決議年月日	平成27年 9 月18日				
新株予約権の数(個)	221				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,525,000				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140				
新株予約権の行使期間	平成27年10月 8 日から平成33年 9 月30日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570				
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。				
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「交付株式数」という)は25,000株とします。ただし、当社が 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や普通株式の株 式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場 合で、下記2.の行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されます。但し、調整 の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後交付株式数		調整前交付株式数×調整前交付株式数
间置该文门体式 数	_	

2.新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や、普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 + 交付株式数 × 1 株当たりの払込金額調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×1 株当たり時価既発行株式数 + 交付株式数

3. 当社は、本新株予約権の保有者ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合との間で以下の当社の行使指示について合意しております。

(当社の行使指示)

当社は、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合や、当社の資本・事業提携、M&A案件が進捗した場合に、割当先に対して本新株予約権の行使を指示することができる。

第15回新株予約権(平	成27年10月30日発行)
決議年月日	平成27年 9 月18日
新株予約権の数(個)	20,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,063,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140
新株予約権の行使期間	平成27年11月 2 日から平成34年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570
新株予約権の行使の条件	・新株予約権和の政制をを行うことを ・新株予の本本の大力のでは、 ・新株予の本がででした。 ・新株予の本が生産のでは、 ・新株予の本のでは、 ・新株予の本のでは、 ・新株予の本のでは、 ・新株予の本のでは、 ・新株予の本のでは、 ・一部のでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一ののでは、 ・一のののでは、 ・一のでは、 ・一の
新株予約権の譲渡に関する事項	成成による年制体が制作が取得については、収益収益の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当 契約書」に定めております。
 - 2.発行価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

第3回転換社債型新株予約権付社債(平成27年10月8日発行)					
決議年月日	平成27年 9 月18日				
新株予約権の数(個)	40				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,631,578				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140				
新株予約権の行使期間	平成27年10月8日から平成33年9月30日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570				
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。				
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。				
代用払込みに関する事項	新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は 当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					
新株予約権付社債の残高(百万円)	3,000 (注) 1				

- - 2.本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額(払込金額)で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わいません。
 - 3.当社が、新株予約権付社債の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や、普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により転換価額を調整し、転換価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

| 一交付株式数×1株当たりの払込価額 | 一一時価 | 一一時価 | 一一時価 | 一一時価 | 一一時代式数 + 交付株式数 + 交付株式数 + 交付株式数 + 交付株式数 | 大変が | 大変が

4. 当社は、本新株予約権の保有者ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合との間で以下の当社の行使指示について合意しております。

(当社の行使指示)

当社は、平成29年4月1日以降、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格が本転換社債型新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当先に対して、累計して本新株予約権付社債の発行価額の総額の2分の1である15億円の金額を各本社債の金額で除した数を超えない個数の本社債に係る本転換社債型新株予約権の行使を指示することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
平成27年10月1日~ 平成27年12月31日(注)	3,000	42,628,858	1,365	10,774,821	1,365	10,756,006

⁽注)新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,621,200	426,212	(注)
単元未満株式	普通株式 4,658	-	
発行済株式総数	42,625,858	-	
総株主の議決権	-	426,212	

⁽注)権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,666,475	14,775,429
受取手形及び売掛金	236,621	152,383
有価証券	105,217	105,236
原材料及び貯蔵品	51,400	91,121
その他	149,553	240,539
貸倒引当金	24	24
流動資産合計	14,209,243	15,364,685
固定資産		
有形固定資産	169,126	186,546
無形固定資産	6,375	15,099
投資その他の資産	319,282	1,645,908
固定資産合計	494,784	1,847,554
資産合計	14,704,027	17,212,240
負債の部		
流動負債		
金件買	17,112	26,685
未払法人税等	25,699	23,880
その他	130,605	849,655
流動負債合計	173,417	900,221
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	3,000,000
繰延税金負債	5,238	3,012
資産除去債務	23,372	24,051
固定負債合計	28,610	3,027,063
負債合計	202,028	3,927,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,768,406	10,774,821
資本剰余金	10,749,591	10,756,006
利益剰余金	7,111,413	8,484,825
株主資本合計	14,406,584	13,046,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,559	6,896
評価・換算差額等合計	9,559	6,896
新株予約権	85,854	232,055
純資産合計	14,501,999	13,284,954
負債純資産合計	14,704,027	17,212,240

(2) 【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

		(単位:千円)
	前第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	358,720	88,161
売上原価	145,574	14,496
売上総利益	213,145	73,664
販売費及び一般管理費	1,134,814	1,504,498
営業損失()	921,668	1,430,833
営業外収益		
受取利息	25,616	35,927
為替差益	939,818	26,717
その他	360	15,397
営業外収益合計	965,795	78,042
営業外費用		
株式交付費	520	131
新株予約権発行費	3,216	13,324
社債発行費	<u>-</u>	4,823
営業外費用合計	3,736	18,279
経常利益又は経常損失()	40,390	1,371,070
特別利益		
固定資産売却益	9	<u>-</u>
特別利益合計	9	-
特別損失		
固定資産除売却損	684	22
特別損失合計	684	22
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	39,715	1,371,093
法人税、住民税及び事業税	3,051	2,319
法人税等合計	3,051	2,319
四半期純利益又は四半期純損失()	36,663	1,373,412

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日) 該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日) 該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	12,551千円	20,564千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

- 1.配当に関する事項 該当事項はありません。
- 2 . 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

- 1.配当に関する事項 該当事項はありません。
- 2.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日) 関連会社がないため、該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日) 関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	1	1
	前第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は純損失金額()(円)	0.91	32.23
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は純損失金額()(千円)	36,663	1,373,412
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は純損失金額()(千円)	36,663	1,373,412
普通株式の期中平均株式数(株)	40,272,473	42,618,727
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	0.87	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	2,077,835	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年3月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権(普通株式99,500株)、平成26年8月19日開催の取締役会決議による第12回新株予約権(普通株式279,500株)及び平成26年8月19日開催の取締役会決議による第13回新株予約権(普通株式24,500株)	平成27年9月18日開催の取締役会決議による第14回新株予約権(普通株式5,525,000株)、第15回新株予約権(普通株式2,063,000株)及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(普通株式2,631,578株)

(注)当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2 月12日

ナノキャリア株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小 林 雅 彦 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 高 津 知 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第20期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。